

安倍内閣の発足と北朝鮮の核実験への対応

～ 第 165 回国会（臨時会）における外交論議の焦点～

外交防衛委員会調査室 なかうち やすお さかもと たろう
中内 康夫・坂本 太郎

第165回国会（平成18年9月26日～12月19日）における外交論議は、9月26日に発足した安倍内閣の標榜する「主張する外交」の内実が問われるものとなった。この間、安倍首相は、10月8日、9日に中国、韓国を訪問して首脳会談を実現し、停滞していた両国との関係の改善へと歩み出した。その最中の10月9日、北朝鮮が地下核実験の実施を発表したことから、国連安保理において北朝鮮に対する制裁決議1718が採択され、さらに我が国独自の対北朝鮮制裁措置も実施された。国会では、安倍内閣の外交方針や歴史認識が問われるとともに、日中・日韓関係や北朝鮮の核問題・拉致問題について幅広い議論が行われた。また、核保有論議が波紋を広げて繰り返し議論されることとなったほか、我が国の経済外交の在り方も問われた。本稿では、以上のことを中心に主な論議を紹介する。

1. 安倍内閣の外交基本方針（「主張する外交」への転換）

安倍首相は、所信表明演説の中で、目指すべき国家像として「美しい国、日本」を標榜し、(a)文化、伝統、自然、歴史を大切にす国、(b)自由な社会を基本とし、規律を知る、凜とした国、(c)未来へ向かって成長するエネルギーを持ち続ける国、(d)世界に信頼され、尊敬され、愛される、リーダーシップのある国がその姿であると説明した。

その上で、外交の基本方針としては、新たな思考に基づく「主張する外交」への転換を表明した¹。代表質問において、その具体的視点を問われた安倍首相は「日本の外交、安全保障の基盤である日米同盟関係が世界とアジアのための同盟であることをより明確にし、その基盤に基づき、アジアの強固な連帯のために積極的に貢献する外交へと転換する。その際、北朝鮮のミサイル発射に対する制裁決議を日本が主導して提案したように、日本の国益をしっかりと確保し、同時に地域や世界のために日本は何をすべきか、世界は何を目指すべきかを積極的に主張し、リーダーシップを発揮していく所存である」²との見解を示した。さらにアジア外交の基本方針を質されると「アジアの平和と繁栄を維持強化するため、アジア全域の連帯の強化に主導力を発揮する。そのために大事な隣国である中国、韓国とあらゆるレベルと分野で相互理解と率直な対話や協力を積み重ね、双方の努力を通じて未来志向の関係を築いていくこととする。同時にインドや豪州等の基本的価値を共有する民主主義国、さらに東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国との連携を一層強化していく」³との考えを示した。

また、安倍首相は「外交と安全保障の国家戦略を迅速に決定できるよう官邸の司令塔機能を再編、強化するとともに、日米の信頼関係をより強化するために官邸とホワイトハウスが意思疎通できる仕組みを整える」⁴と表明し、いわゆる日本版NSCを創設する考えを示した。それを受けて11月22日には、外交と安全保障に関する官邸の司令塔機能を再編、強化する施策を検討する「国家安全保障に関する官邸機能強化会議」の第1回会合が開催

され、2007年2月末を目途に意見の取りまとめを行うことが確認された。

2. 東アジア外交の新展開

(1) 日中首脳会談

小泉前首相が、在任中、靖国神社への参拝を続けたことに対し中国は反発を強め、2001年10月の北京での江沢民国家主席（当時）との会談以降、首脳同士の相互訪問が途絶えるなど、日中関係は国交正常化以降最悪の状態と批判され、関係改善のための新たな展開が求められていた。

こうした状況の中、10月8日、安倍首相は就任後初の外遊先として中国を訪問した。同日の胡錦濤国家主席との日中首脳会談においては、日中両国は双方の共通の戦略的利益に立脚した互惠関係の構築に努力すること、首脳相互訪問を再開すること、歴史共同研究を行うことなどで一致した。懸案となっていた歴史問題については、安倍首相は、戦後日本の平和国家としての歩みを強調し、靖国神社参拝については、その有無を明言しない方針を示した上で、双方が政治的困難を克服し、両国の健全な発展を促進するとの観点から適切に対処していきたい旨発言したとされている。なお、首脳会談後、共同文書（「日中共同プレス」）が発表されたが、その中で中国側は初めて文書の形で日本の戦後の平和国家としての歩みを評価した。

訪中の成果を問われた安倍首相は「今回、文書において初めて日本の戦後の平和国家、民主主義国家としての歩みに中国側が一定の評価をしたことは有意義であった」⁵とその成果を強調し、今後の日中関係については「これを契機として、経済と政治を車の両輪として力強く動かし、両国関係を発展させていきたい」⁶との決意を述べた。

その後、11月18日、ハノイで開催されたアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議の際に日中首脳会談が行われ、安倍首相から胡錦濤国家主席の訪日が改めて招請されたほか、東シナ海資源開発問題では共同開発の方向で早期解決を目指すことで一致した。また、歴史共同研究について、両国の有識者で構成する委員会を発足させることが確認された。同委員会は、日中2000年余の交流の歴史、近代の不幸な歴史及び戦後60年の日中関係の発展の歴史について、分科会を設置して共同研究を行うこととし、12月26日及び27日に北京で初会合が開かれた。歴史共同研究を開始することの意義について問われた麻生外相は「双方、忌憚のない意見交換を行わないと相互理解は進まない。報告書は両論併記にしろと思うが、日本側の意見がはっきり出ることは大事である。成果物については、2008年中に一応の中間報告が出来上がってくることを期待している」⁷との見解を示した。

(2) 日韓首脳会談

10月9日、安倍首相は中国を発ち、訪韓して盧武鉉大統領と会談した。日韓の首脳会談は昨年11月以来であった。会談直前、北朝鮮が核実験実施を発表したことから、会談では、北朝鮮に対して日韓両国が直ちに断固たる対応をとっていく必要があり、安保理における厳しい措置を含む決議の速やかな採択に向けて緊密に連携していくことで一致した。

歴史認識の問題について、安倍首相は「首脳会談において、韓国側から、韓国の国民感情に配慮し、歴史に関する障害を取り除いてもらいたいとの要請があり、私から、韓国の国民感情を重く受けとめ、今後、相互理解を進めることによって問題を克服していくべく双方が努力をしていくことが大切である旨を発言した」⁸と会談内容を説明した。

また、今回の訪韓の意義を問われた安倍首相は「両国の指導者が率直に意見交換をできる環境をつくり、北東アジアや地域の平和のためにお互いに議論し、貢献できる関係をつくるために韓国を訪問した。日韓両国は自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった価値を共有しており、今後、戦略的なパートナーとして地域の平和のために協力し、日韓関係を発展させていくことで首脳間の意見が一致した。北朝鮮の核実験への対応を含め、共通の課題を持って対応していくことを確認できたことは有意義であった」⁹と述べた。

(3) 歴史認識をめぐる問題

東アジア外交の最大のネックとなっていた歴史認識をめぐる問題については、安倍首相の中韓訪問を控え、国会でも安倍内閣としての認識が質された。まず、日中首脳会談が途絶える原因ともなった靖国神社参拝問題については、安倍首相は、首相就任前の自民党総裁選の段階から「靖国神社に行くか行かないか、参拝したかしないかについて申し上げるつもりはない」と述べ、靖国神社参拝の有無は明らかにしないとの方針を表明していた。首相就任後、改めてこの問題の基本的立場を問われた安倍首相は「靖国神社参拝については、国のために戦って尊い命を犠牲にした方々に対して、手を合わせ、御冥福をお祈りし、尊崇の念を表する気持ちは持ち続けていきたい」との心情を明らかにした上で、今後も参拝の有無を明らかにするつもりはないとの意向を示し¹⁰、「靖国神社に参拝するかどうか政治・外交問題化するのであれば、そのことには言及すべきではないと判断した」¹¹とその理由を説明した。

また、先の大戦と戦前に日本がアジアで行ってきた行為についての認識を問われた安倍首相は、1995年の村山首相談話などを引用する形で「先の大戦をめぐる政府の認識は、我が国はかつて植民地支配と侵略によって、多くの国々に、とりわけアジア諸国の人々に対し、多大な損害と苦痛を与えたというものである」¹²と述べ、過去の政府見解を踏襲する考えを示した。さらに従軍慰安婦問題についても、「おわびと反省の気持ち」を表明した1993年の河野官房長官談話について「政府の基本的立場として受け継いでいる」¹³と述べ、従来の政府見解を変更しない考えを示した。

一方、A級戦犯の戦争責任について、小泉前首相が在任中、「戦争犯罪人と認識している」¹⁴と答弁したことについて見解を求められると、「先の大戦に対する責任の主体については様々な議論がある。政府として具体的に断定することは適当ではない」¹⁵と述べるとともに「国内法的には戦争犯罪人ではない」¹⁶との考えを示した。

3. 北朝鮮をめぐる問題（拉致問題、核実験への対応）

(1) 拉致問題

安倍首相は、組閣時に拉致問題担当相（官房長官兼任）及び拉致問題担当の首相補佐官を新設して、拉致問題解決に向けて積極的な姿勢を示した。さらに首相を本部長とする「拉致問題対策本部」を設置し、10月16日に開催した第1回会合では、すべての被害者の安全確保及び即時帰国等の要求、更なる対応措置の検討、厳格な法執行の継続等の6項目からなる「拉致問題における今後の対応方針」を決定した。

こうした取組を踏まえ、拉致問題解決に向けての基本認識を問われた安倍首相は「拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ない。拉致被害者が全員生存しているとの前提に立って、すべての拉致被害者の生還を強く求めていく。そのため、拉致問題対

策本部を中心として、政府一体となって拉致問題解決に向けた総合的な対策を推進していく」¹⁷との決意を示した。

11月20日、政府は1977年に鳥取県において失踪した松本京子さんについて拉致被害者と認定した。これにより政府が認定した北朝鮮拉致事案は12件17名となった。こうした動きを踏まえ、拉致担当相としての決意を問われた塩崎官房長官は、「対策本部を設置して十分な体制が整った。担当相として、拉致被害者の安全確保・早期帰国、真相の究明、容疑者の引渡しを強く求めていく。また、特定失踪者の問題にも積極的に取り組む」¹⁸と発言した。

また、拉致問題解決に向けての外交交渉の方針について麻生外相は、「政権の最重要課題である拉致問題については、北朝鮮の誠意ある対応を引き出すべく全力で取り組む。対話と圧力との一貫した考え方の下、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決に向け、国際社会と連携して粘り強く取り組む」¹⁹との考えを表明した。

なお、本年6月に施行された北朝鮮人権法に基づき、12月10日から16日まで「北朝鮮人権侵害問題啓発週間（北朝鮮人権週間）」が催され、様々な啓発活動が展開された。

（2）北朝鮮による核実験と我が国の制裁措置

7月5日の北朝鮮の弾道ミサイル発射を受け、我が国は、直ちに万景峰号の入港禁止などの北朝鮮に対する独自の制裁措置を実施し、9月には、ミサイル発射を受けて7月15日に採択された安保理決議1695に基づく制裁措置として、改正外為法による15団体、1個人に対する金融制裁を実施した。

その後、10月3日、北朝鮮は核実験の実施を予告する宣言を行い、それを受けて安保理では、日本が提案した非難声明案に基づき協議が行われ、一部修正された上で、10月6日、北朝鮮に対し深い懸念を表明し、国際社会の要請を無視する場合には安保理は国連憲章に基づく責任に沿った行動をとるとの北朝鮮非難議長声明が全会一致で採択された。

国際社会のそのような動きにかかわらず、10月9日、北朝鮮は地下核実験の実施を発表したが、安倍首相は「我が国を含め、地域の平和と安定に対する挑戦であり、断じて許すことができない試み」であるとして「日本が一番大きな脅威を受けている」²⁰という認識を示した。また、制裁措置について「（北朝鮮側も）私の内閣で決めることだから、それなりの措置になるということは考えているのではないか」²¹と強い姿勢で臨む方針を示し、10月11日、日本政府は当面の対応として、すべての北朝鮮籍船の入港禁止、輸入の全面禁止を含む措置を決定し、13日に閣議決定した。我が国が単独で制裁措置を実施した理由について、政府は「北朝鮮が核実験実施を発表したことと北朝鮮のミサイル開発とをあわせ、我が国の安全保障に対する脅威は倍加したと認識され、また、北朝鮮が拉致問題で誠意ある対応を示していないことなど、諸般の情勢を総合的に勘案して、他国に先駆けて率先して厳格な措置を講じることを決定した」と説明した²²。また安倍首相は、日本単独の制裁について「私は効果があると考えている。実際にも過去に日本が行った制裁的な措置や米国の法の執行等はそれなりの効果があったのではないか」²³との認識を示した。また我が国として制裁を解除する条件について、政府は「我々が措置を決定する要因は、北朝鮮の核、ミサイル、拉致問題に対する不誠実な対応ということであり、これらの問題についていかなる進展があるのかを総合的に判断するということになる」との見解を示した²⁴。

また、国会では10月10日に衆議院で北朝鮮非難決議が採択され²⁵、翌11日、参議院で

拉致問題、ミサイル発射にも言及した非難決議が採択された²⁶。

北朝鮮の核実験実施の発表については、当初、その爆発の小ささから核実験そのものへの疑問や実験失敗との指摘がなされたが、その後、米国及び韓国が核実験の実施を確認したと発表した。そのような状況を受け、我が国は、独自の調査で放射性物質を確認できなかったが、10月27日に塩崎官房長官が「核実験を行った蓋然性が極めて高いものと判断するに至った」²⁷として事実上の認定を行った。ただし、北朝鮮を核保有国と見なすかどうかについては、麻生外相は「日米両国においては、北朝鮮を核保有国とは認めないことを改めて確認している」とした上で、他の中韓口3か国についてもこの認識はほぼ共有されているとの見解を示した²⁸。

一方、核実験実施の発表を受けて、日朝平壤宣言は失効したとみなすべきではないかとの指摘もなされたが、安倍首相は「日朝平壤宣言は生きている」との見解を示した上で「北朝鮮が平壤宣言に反しているのは明らかであり、制裁措置をとって対抗している。対話をして前にも進まない状況の下で、今は圧力を強めざるを得ない」²⁹との認識を示した。

(3) 安保理決議 1718 の採択と我が国の対応

北朝鮮の核実験実施発表を受けて、安保理は北朝鮮制裁決議案についての協議を行い、10月14日、安保理決議 1718 は全会一致で採択された。決議では、北朝鮮の核実験実施を国際の平和及び安全に対する明白な脅威と認定し、国連憲章第7章の下で行動し、同憲章第41条に基づく措置をとることとなった。制裁措置としては、通常兵器、核、弾道ミサイル又はその他の大量破壊兵器関連物資、奢侈品の供給、販売又は移転の防止、北朝鮮の核・ミサイル等の計画に参与している個人・団体の在外金融資産の凍結等が決定された。すべての加盟国は、核、化学又は生物兵器、その運搬手段及び関連する物資の不正な取引を阻止するため、必要に応じ、自国の権限及び国内法令に従い、国際法に適合する範囲内で協力的行動をとることが要請された³⁰。

安保理決議 1718 で明記された貨物検査における我が国の対応について、周辺事態安全確保法に基づく対応措置として船舶検査活動法を根拠に船舶検査を行うかどうか議論が交わされたが、政府は、今後の推移を勘案して判断するとの見解で収束した。なお、周辺事態を前提とした場合にあっては後方支援の対象が米軍艦船に限られることや、船舶検査活動法による乗船検査を行うにあたっては相手船舶の船長等の承諾を必要とし、また、警告射撃もできないことなどから、今回の事態に対応し得る実効性を持った特別措置法の制定や、より一般的な恒久法の必要性をめぐる議論も展開された³¹。

また、今回の決議 1718 は、従来の同様の安保理決議と異なり、国連憲章第7章を引用しながらも「第41条に基づく措置」に限定されていることから、どの範囲まで船舶検査を行い、実力行使が許されるのかが問題となった。この点について政府は「国連憲章第41条は兵力の使用を伴わない経済措置を定めているが、その実効性を確保するために必要な法執行活動について、国際法上は軍隊に当たる組織がこれに従事することは、兵力の使用に当たらず排除されない」との見解を示した上で、決議 1718 は、過去の安保理決議と比べ、船舶検査に当たっては、公海上では船籍国（旗国）の同意を要するという旗国主義の性格が強いとの見解を示した³²。

11月14日、我が国は、安保理決議 1718 に基づく奢侈品の輸出禁止措置を決定した。制裁の効果について、政府は「北朝鮮経済に一定の影響を与え、北朝鮮の対応を促すための

手段として効果的である。我が国の措置は、北朝鮮に対し、両者間の諸懸案の解決に向けた断固たる意思を示すものであり、国際社会に対し国連安保理決議の実施を促す上でも意義がある。政府としては、我が国の措置や安保理決議 1718 等の採択を受けて、北朝鮮が直ちに国際社会の声に耳を傾け、国際社会の責任ある一員として行動することを強く期待している」³³との見解を示した。

なお、12月18日から22日までの5日間、北京で北朝鮮の核問題に関する六者会合が13か月ぶりに再開されたが、具体的な進展のないまま、再度、休会に入った。

4. 波紋を広げた核保有論議

北朝鮮の核実験実施を受け、自民党の中川政調会長や麻生外相らが核保有論議を容認する発言を繰り返したことから、国内外に波紋が広がった。麻生外相は、国会で「隣の国が核を持つとなったときに我が国はどうするのか議論しておくことは大事だと思う」³⁴との見解を示し、発言を撤回すべきとの批判に対しては「非核三原則を堅持することは歴代内閣が繰り返し表明しており、その立場に変わりはない。また、原子力基本法によって核の利用は平和目的に限定されており、核兵器不拡散条約（NPT）によっても我が国の核保有は禁じられている」³⁵との前提を強調した上で、「佐藤内閣において非核三原則が決定された経緯を知っている人は今はほとんどいない。当時と国際情勢も変化しており、なぜ核を持たないこととするのか、その理由をきちんと議論しておいた方がよい。この国は自由主義国家であり、言論を封殺するという考えには組みしない」³⁶と反論した。

一方、久間防衛庁長官は、「私の考えは（麻生外相とは）若干違う。100人中1人が核を持つべきという話をすると、外国では賛否が50対50の議論が起きているように喧伝されるおそれがある。（北朝鮮の核実験への対応の論議が）沸騰しているときに議論すると、非常に変な効果を持つおそれがある」³⁷として、議論自体に慎重な姿勢を示した。

こうした中、10月18日に訪日したライス米国务長官は、麻生外相との会談で、日本における核保有論議を意識して「米国は日本に対する抑止と安全保障のコミットメントをあらゆる形で（full range）履行する意思と能力を有している」との発言を行った。

安倍首相も、北朝鮮に対抗して我が国が核兵器を保有する可能性について質されると、「ブッシュ米大統領との電話会談で、日米同盟関係が今後揺るぎない関係であり、抑止力をしっかりと維持していく、この関係は微動だにしないということで意見は一致した。我が国は核保有という選択肢は全く持たない」³⁸と述べ、非核三原則を変更する考えのないことを明言した。

11月8日の党首討論において、民主党の小沢代表は、麻生外相、中川自民党政調会長が核保有論議を容認する発言を繰り返していることについて「私人ではない閣僚や党の政策責任者が、政府の方針と異なり、核武装に関する議論をするのは許されない」³⁹として、安倍首相は発言を慎むよう指示すべきであると追求した。これに対して安倍首相は「非核三原則は今後も維持する。いささかの変更もない」と改めて表明した上で「核をめぐる議論と核武装をする議論は別だ」として「議論すらしてはいけないというのは行き過ぎだ」⁴⁰と発言し、麻生外相等の発言を容認する姿勢を示した。

会期末の12月15日には、核保有論議を続けたことを理由として麻生外相不信任決議案が衆議院に提出されたが、同時に提出された内閣不信任決議案が否決されたことから、採

決に付されなかった。

5 . アジア太平洋地域における経済連携の動き

世界貿易機構（WTO）の新多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド）は、農業分野の市場開放をめぐる溝が埋まらず、2006年7月以降、交渉が凍結されている。一方、東アジアでは、二国間あるいは地域内での自由貿易協定・経済連携協定（FTA/EPA）締結については、引き続き活発な動きが見られる。こうした中、所信表明演説において安倍首相は、WTOドーハ・ラウンドについて「再開に尽力する」と述べる一方で、「アジアなどの海外の成長が活力を取り込むため、経済連携協定への取組を強化する」と述べ、EPA締結についても積極的に推進する姿勢を示した⁴¹。

2006年11月にハノイで開催されたAPECにおいては、米国が加盟21か国・地域によるアジア太平洋FTA（FTAAP）構想を提案した。この提案に対しては、アジア太平洋において米国抜きで経済圏が構築される動きを牽制する米国の政治的メッセージとの見方や、アジアでの存在感を高めようとする米国の野心の現れとして警戒するとらえ方もあったが、最終的に首脳宣言には、「長期的展望」としてFTAAPを含め、地域経済統合を促進する方法・手段を研究する旨が盛り込まれた。FTAAP構想についての見解を問われた麻生外相は「アジア太平洋地域における重層的な取組の一つとして検討することは有意義であり、同構想に関する議論に積極的に参加する」との考えを示した。また、中国が提唱しているASEAN+日中韓の13か国によるFTA構想（ASEAN+3）及び我が国が提唱しているASEAN+日中韓+豪州、ニュージーランド、インドの16か国によるEPA構想（ASEAN+6）については、「中長期的なものとして議論することは有益であり、引き続き検討する」と述べる一方で、「現在進行中の交渉を迅速に完了させることが最重要課題」との認識を示し、二国間のEPA交渉を進めることを強調した⁴²。ASEAN+6の今後の展望について質された甘利経済産業相は「ASEANからは了解を取り付けている。インド、豪州、ニュージーランドは大賛成である。中国と韓国が若干乗り気でない」との状況を説明した上で、「まずASEAN+日本を早く締結をしなければならない。それをてこととしてASEAN+6に進んでいきたい」との見解を示した⁴³。

今国会では、我が国として初めて、人の移動の円滑化について盛り込んだ「日・フィリピン経済連携協定」が提出された。同協定締結により、我が国は協定発効後当初2年間に最大で看護師400人・介護福祉士600人を受け入れることとなるが、その受入れをめぐり、日本人看護師・介護福祉士の待遇悪化や医療現場におけるフィリピン人看護師の日本語能力に対する不安などの懸念が示された。これに対して柳澤厚生労働相は、受入れ要件に基づいて万全の態勢で臨む方針を示した上で、同協定による受入れが「労働力不足対策ではなく、同協定の枠内で例外的、特例的に行うもの」であることを強調し、受入れ拡大の予定は当面ないとの考えを示した⁴⁴。併せて、今後の外国人労働者の受入れ方針については、「労働市場の二層化等が生じて格差是正の妨げになること、滞在の長期化・定住化に伴う深刻な社会問題の発生等の弊害が懸念されることから慎重に対処すべき」⁴⁵との認識を示した。

-
- 1 第 165 回国会衆議院本会議録第 3 号 3 頁 (平 18.9.29)
 - 2 第 165 回国会衆議院本会議録第 4 号 5 頁 (平 18.10.2)
 - 3 同上
 - 4 第 165 回国会衆議院本会議録第 3 号 3 頁 (平 18.9.29)
 - 5 第 165 回国会衆議院予算委員会議録第 4 号 6 頁 (平 18.10.10)
 - 6 第 165 回国会衆議院予算委員会議録第 4 号 3 頁 (平 18.10.10)
 - 7 第 165 回国会衆議院外務委員会議録第 7 号 14 頁 (平 18.12.13)
 - 8 第 165 回国会衆議院予算委員会議録第 4 号 4 頁 (平 18.10.10)
 - 9 第 165 回国会衆議院予算委員会議録第 4 号 3 ~ 4 頁 (平 18.10.10)
 - 10 第 165 回国会衆議院本会議録第 4 号 5 頁 (平 18.10.2)
 - 11 第 165 回国会衆議院予算委員会議録第 4 号 7 頁 (平 18.10.10)
 - 12 第 165 回国会衆議院本会議録第 4 号 5 頁 (平 18.10.2)
 - 13 第 165 回国会衆議院本会議録第 5 号 10 頁 (平 18.10.3)
 - 14 第 162 回国会衆議院予算委員会議録第 22 号 7 頁 (平 17.6.2)
 - 15 第 165 回国会衆議院本会議録第 4 号 5 頁 (平 18.10.2)
 - 16 第 165 回国会衆議院予算委員会議録第 3 号 21 ~ 22 頁 (平 18.10.6)
 - 17 第 165 回国会衆議院本会議録第 4 号 5 頁 (平 18.10.2)
 - 18 第 165 回国会衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会議録第 3 号 2 ~ 3 頁 (平 18.12.7)
 - 19 第 165 回国会参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会議録第 2 号 1 ~ 2 頁 (平 18.11.30)
 - 20 第 165 回国会衆議院予算委員会議録第 4 号 2 頁 (平 18.10.10)
 - 21 第 165 回国会参議院予算委員会議録第 1 号 9 頁 (平 18.10.11)
 - 22 第 165 回国会衆議院経済産業委員会議録第 6 号 9 頁 (平 18.12.1)
 - 23 第 165 回国会衆議院予算委員会議録第 4 号 15 頁 (平 18.10.10)
 - 24 第 165 回国会参議院国土交通委員会議録第 3 号 8 頁 (平 18.11.2)
 - 25 第 165 回国会衆議院本会議録第 6 号 1 ~ 2 頁 (平 18.10.10)
 - 26 第 165 回国会参議院本会議録第 6 号 1 頁 (平 18.10.11)
 - 27 『朝日新聞』(平 18.10.28)
 - 28 第 165 回国会参議院外交防衛委員会議録第 5 号 3 頁 (平 18.11.7)
 - 29 第 165 回国会衆議院予算委員会議録第 4 号 11 頁 (平 18.10.10)
 - 30 詳細は寺林裕介「北朝鮮の核実験と国連安保理決議 1718」(『立法と調査 262 号』(2006.12)) 参照。
 - 31 詳細は本誌の岡留康文ほか「防衛省への移行と国際平和協力活動等の本来任務化 - 第 165 回国会(臨時会)における防衛論議の焦点 - 」参照。
 - 32 第 165 回国会参議院国土交通委員会議録第 7 号 6 頁 (平 18.12.14)
 - 33 第 165 回国会衆議院経済産業委員会議録第 6 号 9 頁 (平 18.12.1)
 - 34 第 165 回国会衆議院外務委員会議録第 1 号 21 頁 (平 18.10.18)
 - 35 第 165 回国会参議院外交防衛委員会議録第 2 号 2 頁 (平 18.10.24)
 - 36 第 165 回国会参議院外交防衛委員会議録第 2 号 10 頁 (平 18.10.24)
 - 37 第 165 回国会参議院外交防衛委員会議録第 2 号 2 ~ 3 頁 (平 18.10.24)
 - 38 第 165 回国会衆議院予算委員会議録第 4 号 5 頁 (平 18.10.10)
 - 39 第 165 回国会国家基本政策委員会合同審査会議録第 2 号 2 ~ 3 頁 (平 18.11.8)
 - 40 同上
 - 41 第 165 回参議院本会議録第 3 号 1 頁 (平 18.9.29)
 - 42 第 165 回参議院本会議録第 15 号 3 頁 (平 18.11.29)
 - 43 第 165 回参議院経済産業委員会議録第 2 号 3 頁 (平 18.11.2)
 - 44 第 165 回衆議院本会議録第 10 号 6 頁 (平 18.10.26)
 - 45 同上